

農地利用最適化推進委員の推薦、公募要領

1. この要領は、農業委員会等に関する法律、豊郷町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要綱に基づき適用します。
2. 今回選任される農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」とする。）の任期は、委嘱日から令和8年7月19日までの間で、その活動に対して条例に基づき報酬と費用弁償として交通費実費を支給します。
3. 推進委員の募集人数は1人で、それぞれ個人推薦、団体推薦、募集により行ないます。なお、推進委員の地域の区分は豊郷学区です。

4. 所掌業務

推進委員

- ① 農地の巡視及び違反転用監視、農業者との相談、農地利用集積及び高度利用調整、遊休農地対策、経営規模の拡大支援、農地利用の最適化の推進の活動など
- ② 農地中間管理機構との連携
- ③ その他 農業委員の要請による会議出席、研修など

5. 推薦および公募について

(1) 推薦をする者

- ① 個人や法人・団体からの推薦する者

(2) 推薦を受ける者、応募する者の資格要件

- ① 推進委員 業務に熱意と識見を有し、業務を適切に遂行できる者
- ② 居住要件は問いません。
- ③ 豊郷町の職員でないこと。
- ④ 法令等の規定により農地利用最適化推進委員との兼職が禁止されている職でない者
- ⑤ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない者
- ⑥ 禁錮以上の刑に処せられて、その執行を終わるまで、またはその執行が受けることがなくなるまでの者でない者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者でない者

【追加要件】

農業委員と推進委員の兼務はできません。

(3) 推薦、応募の方法

- ① 豊郷町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要綱に定められた別紙の様式に必要事項を記入の上、持参もしくは郵送等で、農業委員会事務局に提出してください。（どちらも推薦書、応募書は、町産業振興課もしくは豊郷町のホームページ

ジからダウンロードできます。)

- ② 候補者が町外在住である場合は、発行後3箇月以内の住民票の写しをあわせて提出してください。
- ③ 推薦、募集の期間
令和5年12月7日(木) 8時30分から令和6年1月9日(火) 17時15分まで
(持参の場合は勤務時間内、郵送の場合は必着)

6. その他

- (1) 募集の期間中または終了後に、推薦及び応募した方の氏名等を公表します。
- (2) 候補者については、候補者評価委員会等に諮り、資格要件の確認及び定数超過の場合は個々の評価を行い、候補者の決定を行ないます。その後、農業委員会総会にて承認の上、農業委員会会長から委嘱されます。
- (3) 候補者の決定に際しては、資格要件の他に年齢や性別を考慮します。

7. 問合せ又は提出先

町産業振興課・町農業委員会事務局 電話 35-8114
〒529-1169 豊郷町石畑 375 番地